

市会議案第30号

旧ジャニーズ事務所における性加害問題の解決に関与し、必要な法整備等を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月22日提出

吹田市議会議員	玉井美樹子
同	山根 建人
同	益田 洋平
同	村口久美子
同	竹村 博之
同	塩見みゆき
同	柿原 真生

旧ジャニーズ事務所における性加害問題の解決に関与し、必要な法整備等を求める意見書（案）

本年3月に英国の放送局が芸能プロダクションのジャニーズ事務所（現SMILE-UP.）の創業者であるジャニー喜多川元社長（以下「ジャニー氏」という。）による性加害問題を報じたことが契機となり、元所属タレントなどから、過去のジャニー氏による性加害の証言が相次いでいる。

本件について遡れば、1999年（平成11年）には、週刊誌がジャニー氏による性加害疑惑を報じている。当時、ジャニー氏及び同事務所は、週刊誌の発行元を名誉毀損で提訴したが、2003年（平成15年）に行われた控訴審において、性加害を報じた記事の真実性が認められ、2004年（平成16年）に最高裁判所で判決が確定した。この時点で既に性加害の実態が明らかになっていたにもかかわらず、その後、ほかのメディアは本件を大きく報じていない。結果として、本年4月に性被害を訴える元所属タレントが行った会見で、ジャニー氏による性加害は判決確定後も続いていたことが明らかになっており、性加害問題を大きく報じてこなかったメディア、見て見ぬふりをしてきたとも言える日本社会、性加害対策の取組を進めてこなかった国の在り方は、厳しく問われざるを得ない。

本年7月下旬、被害者等に対するヒアリング等の調査を行った国連人権理事会の作業部会は、ジャニー氏による性加害の疑惑を指摘するとともに、被害者の救済に向けて、政府が主体となって透明な捜査を行い、実効的救済を確保する必要性があるとしている。これに対し国は、個別の事業者における事案について、主体的な調査等を行うことには慎重な姿勢を示しているが、ジャニーズ事務所における性加害問題が長年放置されてきた実態を踏まえると、事業者による自主的な解決や地方公共団体の児童相談所などの既存の枠組みによる解決のみに期待するという、旧態依然とした対応を続けることは、問題の先延ばしに過ぎず、看過できるものではない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、性加害問題に積極的に関与し、問題解決に向けた必要な法整備等の取組を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

吹田市議会